

## 愛知県産材認証機構認証制度 実施要領の運用

### 第1 実施要領第7条における認証材の表示方法について

- 1 原則として、下記を押印または、印刷する。

この木材は、〈あいち認証材〉です。  
愛知県産材認証機構認定事業者番号 No. ○○○

なお、この情報がすべて網羅できていれば、手書きでも可とする。  
登録番号は、気候が申請順に決定し、その番号の頭には、  
P=加工processing M=market 市場 F=forest 素材生産 のいずれか  
をつけて示す。

- 2 原則として、認定事業者が、「あいち認証材」として出荷できる素材や製材品は、機構の名において証明された「あいち認証材」として入荷した素材や製品を材料として、加工された製品のみである。  
なお、木材チップ用素材については、必要に応じて「あいち認証材」として出荷できるものとする。

### 第2 実施要領第5条及び12条の認定事業者の名称の公表について

事務局である「愛知県木材組合連合会」のHPに専用ページを設け、WEB上で公開する。

### 第3 実施要領第8条の認証材証明書の交付申請について

認定事業者が出荷した「あいち認証材」を利用して家屋等を建設した工務店等が、「認証材証明書」（以下、「証明書」という。）の交付を希望する場合は、様式1号に関係書類を添えて、認定事業者を通じて、機構に対して交付の申し込みをするものとする。

- 2 証明書の表示内容は、様式2号の標準図を基本とする。
- 3 証明書のサイズ、仕様は、A4、紙質、ラミネート仕上げとし、経費は無料とする。  
希望によりその他のサイズ、仕様も可とするが、その場合、経費は実費負担とする。

### 第4 実施要領第9条報告等について

各認定事業者が、「あいち認証材」の名を冠して素材や製材品を出荷した場合は、実施要領第9条により報告しなければならない。